

公園の池におけるコイヘルペスウイルス病発生への対処について

大桑村教育委員会

1 基本的な考え方

スポーツ公園の池は、村民等が安全に自然とふれあえる親水の施設であり、隣接するビオトープ等子供達の学習の場となっている。

一方、コイヘルペスウイルス病（KHV）は、コイ特有の病気であり、人には感染しないことから、仮に感染したコイや池の水に触っても安全である。

については、KHV発生時の対応として、必要以上の対策を取ることは村民及び来訪者の不安を助長しかねないため、公園管理者は過剰な措置をとらないよう努める。

2 公園管理者におけるKHVへの対処について

県ほか関係部局との連携を図るため、公園管理者は次に掲げる内容により対処する。

— 死んだコイに関する通報時 —

(1) 公園管理者からの通報への対処について

次の内容の場合は、基本的には継続監視を管理者に依頼する。

① コイ以外の魚が死んでいる。

⇒ コイ以外の魚、その他の魚類等が死んでいる場合はKHVが原因ではない。

② 1～2尾の魚（コイ）が死んでいる。

⇒ KHVに感染すると、連日数尾以上死ぬか、一度に大量に死ぬため、1～2尾が死んでいる場合は、その魚が仮にコイであってもKHVの可能性がかなり低い。

③ 死んだ魚（コイ）は白くなって浮いており、死後数日が経過し腐りかけている。

⇒ 死後数日経過している場合は、検査に使用するエラが腐敗している場合が多く検査には適さない。また、死後数日経過している魚しか確認できない池では、その魚が仮にコイであっても、②に示すとおりKHVの可能性がかなり低い。

(2) 死んだコイの処理及び確認記録について

大きな池では、通常から自然死があるため、通常の見回りにより死んだコイ（他の魚も含む）の取り上げを行っている場合は、埋却又は焼却により公園管理者が処理する。また、日々の処理尾数を確認し必要に応じて記録を取っておく。

(3) KHV検査の要請について

次のような状況において、検査が必要と判断される場合、県に対してKHV検査の要請を行う。

① 一度に10尾以上のコイだけが死んでいる場合

② 通常の死亡数と比較して明らかに多数と見られる死亡が数日続く場合

(4) 取水経路、排水経路の確認について

公園内の池の取水経路、排水経路、構造上排水調整の可否について、事前に確認を行う。

(5) コイ大量死の発生時の処分について

池の場合、閉鎖された水域であるため、一度に大量のコイが死んでしまう可能性がある。大量死発生時における、コイの取り上げ方法、処理方法（どこで埋却又は焼却するか）等について、事前に検討し、関係機関と調整する。

— KHV発生後 —

(1) 持ち出し、持ち込みの禁止等について

KHVの発生が確認された池では、次のことを厳守する。

① 池からコイを持ち出して、ほかの河川等へ放流することの禁止

② 新たなコイを池へ持ち込むことの制限

※ KHVが発生した池では、新たにコイを購入しても死んでしまう可能性が高いため、原則として、新たにコイは持ち込まない。なお、金魚などコイ以外の魚種であれば問題ない。

③ 新たに死んだコイの迅速な処分（埋却又は焼却による処分）

※ 公園の池は止水式が多く、腐敗による水質悪化が懸念されることや、親水施設で多くの村民等が訪れることから、死んだコイの処分は、より迅速に対応する。

(2) 生き残っているコイの処分及び池の消毒について

① 公園の池では多くの魚類や昆虫類が生息し、ビオトープを形成している場合が多く、池を消毒するとコイ以外のこれら全ての生物を殺してしまうことになるため、生き残っているコイの処分及び池の消毒を行う場合は慎重に対応する。

② 「生き残っているコイの処分及び池の消毒」は公園管理者の判断となるが、①の趣旨に十分配慮し、必要以上の措置を取らないよう慎重に対応する。

③ 風評被害を助長しないため、池の周りを防護柵やトラロープ等で立ち入り禁止にするような過剰な措置は行わない。

3 その他

(1) 連絡先について

KHV問い合わせ先一覧

① 大桑村教育委員会 0264-55-1020

② 長野県農政部園芸畜産課水産係 026-235-7229

③ 長野県水産試験場木曽試験地 0264-23-8571

④ 長野県木曽農業農村支援センター 0264-25-2221

(2) KHV関連サイトについて

一般向けのQ & A等が掲載

<http://www.maff.go.jp/j/syouan/tikusui/koi/index.html> （農林水産省 HP）